

神奈川県立総合教育センターと産業能率大学との連携に関する協定書

神奈川県立総合教育センター（以下「甲」という）と産業能率大学（以下「乙」という）は、相互の社会的使命を深く自覚し、それぞれが有する人的・物的資源と知的財産を有効に活用して、教員の資質・能力の向上及び大学教育の充実に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互の人材・機能を活用することによって、優れた教員の養成や現職教員の研修の充実に努めるとともに、今日的教育課題に対応した研究交流を推進し、その成果を生かして神奈川県の教育の充実・発展に寄与する。また教職を目指す学生支援を通じ、将来、社会で活躍する優れた人材の育成に協力する。

（内容）

第2条 甲と乙が連携協力して実施する事業は、次のとおりである。

- 1) 教員研修に関すること。
- 2) 今日的教育課題に対応した調査研究・検証・開発に関すること。
- 3) 学校教育上の諸課題への対応に関すること。
- 4) 教職をめざす学生に対する支援に関すること。
- 5) その他両者が相互に連携し、協力することが必要と認められる事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 甲と乙が連携協力することに当たっては、職員の派遣、受け入れ及び施設設備等の利用について、業務に支障のない限り、相互に便宜を供する。

（経費）

第4条 甲と乙の連携事業での報酬は無償とし、職員の派遣に係る旅費については、要請を行った機関が負担する。その他の連携協力に係る経費については、原則的に両者で協議する。

（権利の帰属）

第5条 研究成果等の権利化の必要性が生じた場合には、甲と乙は協議して、当該研究成果等の権利化に関する契約を別途締結する。

（事務局）

第6条 連携協力の円滑な推進を図るために、甲と乙は相互に事務局を置く。

（守秘義務）

第7条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、双方いずれからも改定の申し出のない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が署名捺印の上、各自その1通を保管する。

令和 8年 3月 17日

甲 神奈川県藤沢市善行7-1-1
神奈川県立総合教育センター

乙 東京都世田谷区等々力6丁目39-15
産業能率大学

所長 古島 そのえ

学長 鬼木 和子